

○独立行政法人福祉医療機構職員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 7 号)

改正	平成 15 年 12 月 1 日	平成 16 年 3 月 31 日	平成 16 年 9 月 30 日
	平成 16 年 12 月 28 日	平成 17 年 5 月 1 日	平成 17 年 6 月 23 日
	平成 17 年 12 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 18 年 6 月 21 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年 11 月 30 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 12 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 22 年 12 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 27 日
	平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 12 月 27 日	平成 26 年 3 月 31 日
	平成 26 年 11 月 19 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 29 日
	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 11 月 28 日
	平成 29 年 3 月 31 日	平成 30 年 1 月 26 日	平成 30 年 3 月 28 日
	平成 31 年 1 月 25 日	令和 2 年 1 月 23 日	令和 2 年 3 月 27 日
	令和 5 年 1 月 19 日	令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 12 月 1 日
	令和 6 年 12 月 5 日	令和 6 年 12 月 26 日	令和 7 年 3 月 28 日

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 基本給

第 1 節 基本給の決定(第 4 条―第 12 条)

第 2 節 基本給の支給方法(第 13 条―第 16 条)

第 3 章 諸手当(第 17 条―第 26 条)

第 4 章 補則(第 27 条―第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の職員(以下「職員」という。)の給与の支給については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 基本給

ア 本俸

イ 役職手当

ウ 扶養手当

(2) 諸手当

ア 特別都市手当

イ 住居手当

ウ 時間外勤務手当

エ 通勤手当

オ 単身赴任手当

カ 管理職員特別勤務手当

キ 特別手当

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令若しくは別に定めるものがあるときは、通貨以外のもので支払い、又は給与の一部を控除して支払うことができる。
- 2 職員に対して給与の支払いをするときは、その都度、別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第2章 基本給

第1節 基本給の決定

(本俸)

- 第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じ、独立行政法人福祉医療機構職員本俸基準表(別表)により決定する。

(初任給の決定)

- 第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

大学卒業 2 等級 1 号俸

短大卒業 1 等級 25 号俸

高等学校卒業 1 等級 17 号俸

中学校卒業 1 等級 1 号俸

- 2 前項の規定により定められた職員の初任給が、他の職員との均衡上著しく不当な場合においては、前項の規定にかかわらず、学歴、職歴及び経験年数を勘案し増額することができる。

(昇格)

- 第6条 職員が次の各号の一に該当する場合は、別に定める職務に対応する等級に昇格させることができる。

(1) 室長又は次長から部長に昇格したとき。

(2) 課長から部長、室長又は次長に昇格したとき。

(3) 課長代理から課長に昇格したとき。

(4) 係長から課長代理に昇格したとき。

(5) 係員から係長に昇格したとき。

(6) 前各号以外で特に昇格させることが適当と認められるとき。

- 2 前項に規定する部長、課長、課長代理及び係長には、これらの職に相当する職を含むものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、昇格に関し必要な事項は別に定める。

(昇給)

- 第7条 職員の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 4 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(昇給の時期)

- 第8条 前条第1項に定める職員の昇給の日は、別に定める場合を除き、毎年4月1日とする。

(昇格、昇給等の実施)

- 第9条 第5条に規定する初任給の決定並びに第6条及び第7条に規定する昇格及び昇給の実施については、別に定める基準によるものとする。

(降給の実施)

第9条の2 独立行政法人福祉医療機構就業規則（平成15年規程第5号。以下「就業規則」という。）

第43条の2に規定する降格のほか、降給の実施については、別に定める基準によるものとする。

（役職手当）

第10条 役職手当は、審議役、部長又は支店長の職にある者にあつては月額130,000円、室長又は次長の職にある者にあつては月額110,000円、課長、グループリーダー又は調査役の職にある者のうち、別に定めるものにあつては月額100,000円、その他のものにあつては80,000円を支給する。

2 課長代理、チームリーダー又は上席システム専門職の職にある者のうち、別に定めるものにあつては、その者の本俸月額に100分の8の割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項による額が、別に定める基準による額から、その職員が受ける本俸及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その職員に支給する役職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額の範囲内の額とする。

4 第19条に規定する時間外勤務手当は、第1項に規定する者には支給しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の等級が7等級である職員に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次の各号の一に該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（3） 満60歳以上の父母及び祖父母

（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の等級が6等級である職員にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給手続きについて必要な事項は、支給細則で定める。

第12条 削除

第2節 基本給の支給方法

（本俸の支給日）

第13条 職員の本俸は、当月分を毎月25日（その日が就業規則第13条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日（以下「支給定日」という。））に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

（採用、退職等の場合の本俸の支給）

第14条 新たに職員になった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職し、又は就業規則第46条第1号から第3号まで若しくは同規則第47条の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。

3 職員が就業規則第46条第4号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の本俸の全額を支給する。

- 4 職員が就業規則第 45 条第 1 項第 4 号に規定する死亡退職に当たるときは、その死亡の日の属する月の本俸の全額を支給する。

(本俸の日割計算)

- 第 15 条 本俸を支給する場合にあっては、採用、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当及び扶養手当の支給)

- 第 16 条 役職手当の支給については、第 13 条から第 15 条までの規定を、扶養手当の支給については第 13 条の規定を準用する。

第 3 章 諸手当

(特別都市手当)

- 第 17 条 特別都市手当は、本俸、役職手当及び扶養手当の月額合計額に東京都特別区に在勤する職員にあっては 100 分の 12、大阪府大阪市に在勤する職員にあっては 100 分の 9 を乗じて得た額を支給する。

- 2 東京都特別区に在勤する職員が、大阪府大阪市に異動した場合(東京都特別区に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合に限り。)においては、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から 2 年を経過するまでの間、次の各号に掲げる特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から 2 年を経過するまでの間に東京都特別区に異動した場合を除く。

(1) 当該異動の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 東京都特別区に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる特別都市手当(当該異動の日の前日における特別都市手当の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による特別都市手当。次号において同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 前号の特別都市手当に 100 分の 80 を乗じて得た額

- 3 国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人(機構を除く。)、地方公共団体又は国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)の職員が国等の機関の任命権者の要請に応じ退職し、引き続き職員となり、大阪府大阪市に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。

- 4 特別都市手当の支給については、第 13 条から第 15 条までの規定を準用する。

(住居手当)

- 第 18 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員宿舍及び公務員宿舍に居住している職員その他支給細則で定める職員を除く。)

(2) 第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舍及び公務員宿舍を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。

(時間外勤務手当)

第 19 条 時間外勤務手当は、就業規則第 14 条の規定により、勤務時間外又は休日に勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 時間外勤務が午前 5 時から午後 10 時までの間にあるときは、1 時間当たりの給与額に 100 分の 125(その勤務が休日の場合は、100 分の 135)を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(2) 時間外勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が休日の場合は、100 分の 160)を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(3) 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務をした時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額

2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

3 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

4 時間外勤務手当は、1 箇月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

(通勤手当)

第 20 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 2 キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員を除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ	使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員	4,200 円
ウ	使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員	7,100 円
エ	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,000 円
オ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	12,900 円
カ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	15,800 円
キ	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	18,700 円
ク	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	21,600 円
ケ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	24,400 円
コ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	26,200 円
サ	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,000 円
シ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	29,800 円
ス	使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員	31,600 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに採用された職員のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額)、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額)の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は支給細則で定める。
(単身赴任手当)

第 21 条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円(支給細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が支給細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて支給細則で定める額を加算した額)とする。
- 3 国等の機関に使用される者であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して支給細則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして支給細則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。
- 5 前 4 項に規定する支給細則で定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 22 条 第 10 条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で同条第 4 項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第 1 項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額(ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額)
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前 2 項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(特別手当)

第 23 条 特別手当は期末手当及び奨励手当とする。

- 2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項、第 4 項、次条、第 25 条、第 32 条第 2 項及び附則(平成 23 年 4 月 1 日)第 2 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の支給細則で定める日(次条及び第 25 条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても支給細則で定める場合を除き同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に国家公務員の例に準じて支給細則に定める割合により計算した額とする。

- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額とする。
- 5 職員の職務の等級が3等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額にその者の職制上の段階、職務の等級等を考慮して次表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本俸月額に次表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

表ア

職員	加算割合
職務の等級7等級及び6等級の職員	100分の20
職務の等級5等級の職員	100分の15
職務の等級4等級の職員	100分の10
職務の等級3等級の職員	100分の5

表イ

職務の区分	割増率
審議役、部長、支店長、室長又は次長	100分の23以内
課長又はグループリーダー若しくは調査役	100分の14以内

- 6 奨励手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、次項、第8項、第32条第3項及び附則(平成23年4月1日)第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても支給細則で定める場合を除き同様とする。
- 7 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に支給細則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額にそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を加算した額を基礎として国家公務員の例に準じて支給細則に定める割合により計算した額を超えてはならない。
- 8 前項の奨励手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額とする。
- 9 第5項の規定は、第7項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは、「第8項」と読み替えるものとする。
- 10 国等の機関の職員から引き続き機構の職員となった者で理事長が指定する者については、その者が国等の機関に在職した期間は、第3項及び第7項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 11 前10項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は支給細則で定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第47条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたものの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第26条 前2条の規定は、第23条第6項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「第2項」とあるのは「第6項」と、「基準日」とあるのは「前条第6項に規定する基準日」と、「支給日」とあるのは「前条第6項に規定する支給細則で定める日」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(給与の減額)

第27条 就業規則第21条の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第28条 職員が傷病により欠勤したときは、その欠勤の期間が90日に達するまでは基本給、特別都市手当及び住居手当の全額を支給する。なお、就業規則第20条第5項の規定により、その欠勤の期間が90日を超えるときは、90日を超える期間については、扶養手当、住居手当はその全額を、本俸、特別都市手当はその半額を支給する。

- 2 就業規則第21条の規定により無届欠勤として取り扱われる場合を除き、前項以外の理由により欠勤(就業規則第17条に規定する遅刻、早退を含む。)したときは、欠勤日数年12日に限り基本給、特別都市手当及び住居手当の全額を支給し、それ以外の欠勤した期間については、扶養手当は全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱)

第 29 条 前項の規定にかかわらず、就業規則第 50 条第 2 項、同規則第 51 条第 3 項又は同規則第 52 条第 2 項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休日等の取扱)

第 30 条 休日(日曜日及び土曜日を除く。)、就業規則第 23 条に規定する年次有給休暇、同規則第 26 条に規定する特別有給休暇及び同規則第 28 条に規定する休暇のうち有給休暇とされる日については、給与の全額を支給する。

(介護休業者の取扱い)

第 31 条 就業規則第 29 条に規定する介護休業については、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 19 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の規定により給与額を減額する場合において、その給与期間において勤務すべき全時間が介護休業であった場合又は本俸及びこれに対する特別都市手当の額から減額すべき金額がその給与期間に対する本俸及びこれに対する特別都市手当の額より大であるか若しくはこれに等しい場合の減額すべき給与額は、その給与期間に対する本俸及びこれに対する特別都市手当の額とする。

3 前 2 項に定める事項のほか、介護休業者に係る給与の減額に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者等の取扱い)

第 32 条 就業規則第 29 条に規定する育児休業をしている者の当該育児休業期間については、給与を支給しない。

2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(休暇の期間その他就業規則に基づき勤務を要しないとされる期間のうち次の各号に掲げる期間を除いた期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(1) 就業規則第 29 条に規定する育児休業をしていた期間

(2) 就業規則第 58 条第 4 号の規定により停職にされていた期間

(3) 就業規則第 40 条の規定により休職にされていた期間(職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合を除く。)

3 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る奨励手当を支給する。

4 育児時間及び介護時間(就業規則第 29 条の規定により別に定めるもの)として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

5 前 3 項に定める事項のほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業者等の取扱い)

第 32 条の 2 就業規則第 29 条の 2 に規定する配偶者同行休業をしている者の当該配偶者同行休業期間については、給与を支給しない。

(休職者の給与)

第 33 条 就業規則第 42 条第 2 項の規定による休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第 40 条の規定により休職を命ぜられた場合は、役職手当を除く基本給、特別都市手当、住居手当及び期末手当(ウに掲げる場合は期末手当は除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 同条第 1 項第 1 号の規定により休職を命ぜられた場合 100 分の 80

イ 同条同項第 2 号の規定により休職を命ぜられた場合 当該休職期間が満 1 年に達するまでは 100 分の 80

当該休職期間が満 1 年を超えるときは 100 分の 60

ウ 同条同項第 3 号の規定により休職を命ぜられた場合 100 分の 60

エ 同条同項第 4 号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(懲戒の場合の給与)

第 34 条 就業規則第 58 条の規定に基づく懲戒処分を行った場合の給与については、別に定める。

(端数の処理)

第 35 条 給与の各項目の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 機構の設立の際、社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員に任命された者の事業団の職員であった期間は機構の職員であったものとみなして、この規程の規定を適用する。
- 3 削除
- 4 平成 11 年 4 月 1 日(以下「基準日」という。)前から引き続き社会福祉・医療事業団職員本俸基準表の適用を受けていた職員のうち、基準日において 55 歳を超えている職員の昇給については、第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、58 歳まで昇給させることができる。
- 5 基準日前から引き続き社会福祉・医療事業団職員本俸基準表の適用を受けていた職員のうち、基準日において 53 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、2 回に限り昇給をさせることができ、基準日において 50 歳を超え、53 歳を超えていない職員については、同項本文の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、1 回に限り昇給をさせることができる。ただし、基準日において 53 歳を超えていない職員のうち、休職、育児休業又は介護休業等により、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が 55 歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 6 基準日以後に新たに社会福祉・医療事業団職員本俸基準表または独立行政法人福祉医療機構職員本俸基準表の適用を受けることとなった職員のうち、独立行政法人福祉医療機構職員退職手当支給規程(平成 15 年規程第 9 号)第 7 条第 1 項に規定する国家公務員等となり、国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者(基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続いて職員となった日(以下「復帰日」という。)までの間において、国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかった期間がないもの及び基準日前において国家公務員等として在職していたことがある者で、基準日前の直近の国家公務員等として在職していた日から当該引き続いて職員となった日(以下「採用日」という。)までの間において、国家公務員等として在職していなかった期間がないものに限る。)で、基準日において 50 歳を超え、58 歳を超えていない職員の 55 歳に達した日後における昇給については、前項本文の規定を準用する。ただし、基準日において 53 歳を超えていない職員のうち、復帰日又は採用日が 55 歳に達した日後である職員で復帰日又は採用日における俸給月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたもの及び休職、育児休業又は介護休業等により、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が 55 歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 7 第 7 条第 1 項及び第 3 項ただし書きの規定は、平成 16 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間、適用しない。

附 則(平成 15 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 15 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、本改正後の第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に

掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 事業団の職員であった者で引き続き機構の職員となった者にあつては、平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 9 月 30 日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において事業団の職員として受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額合計額(機構設立後に職員となった者にあつては、新たに職員となった日において受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額)に 100 分の 1.07 を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年 4 月から 11 月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、事業団又は機構の職員として在職しなかった期間がある場合、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。)がある場合又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業による給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成 15 年 6 月に事業団の職員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日)

- 1 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この規程の実施の際、現に改正前の第 17 条第 2 項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第 2 項の規定の適用については、同条第 2 項中「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 3 月 31 日のいずれか早い日」と、「同日以後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 17 年 3 月 31 日」と、「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 18 年 3 月 31 日のいずれか早い日」とする。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日)

この規程の一部改正は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 改正前の職員給与規程の規定による職務の等級の号俸(以下「旧等級号俸」という。)を受ける職員の平成 17 年 1 月 1 日(以下「切替日」という。)における等級号俸は、その者の旧等級号俸に対応する附則別表の本俸切替表に定める号俸とする。
- 3 前項の本俸切替表に基づき切替日に受けることとなった本俸、役職手当及び特別都市手当の月額の合計額が、切替日の前日に旧職員給与規程の規定により受けていた本俸、役職手当及び特別都市手当の月額の合計額を下回る場合は、切替日から平成 19 年 3 月 31 日までの間(以下「経過期間」という。)に限り、その差額(100 円未満切り捨て。以下「経過的支給額」という。)を支給する。ただし、切替日以降の経過期間において昇格又は昇給した者にあつては、当該昇格又は昇給による増加額(手当等の増加による特別都市手当の増加額を含む。)を控除した額を経過的支給額として支給する。
- 4 職員給与規程(平成 15 年 10 月 1 日規程第 7 号)附則第 3 項を次のように改める。

「3 削除」

- 5 改正前の第 17 条第 2 項の附則の適用を受けている者にあつては、切替日の前日まで、なお従前の例による。切替日以降、同条第 2 項中「1 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 17 年 3 月 31 日のいずれか早い日」とする。

6 前各号に定めるもののほか、この一部改正に伴い、必要な事項は理事長が別に定める。

附則別表

本俸切替表(附則第2項関係)

1/2

部長		次長		課長	
現	新	現	新	現	新
1 甲 1		1 甲 1		1 乙 1	
1 甲 2		1 甲 2		1 乙 2	5—1
1 甲 3		1 甲 3	6—1	1 乙 3	5—2
1 甲 4		1 甲 4	6—2	1 乙 4	5—3
1 甲 5		1 甲 5	6—3	1 乙 5	5—4
1 甲 6	7—1	1 甲 6	6—4	1 乙 6	5—5
1 甲 7	7—2	1 甲 7	6—5	1 乙 7	5—6
1 甲 8	7—3	1 甲 8	6—6	1 乙 8	5—7
1 甲 9	7—4	1 甲 9	6—7	1 乙 9	5—8
1 甲 10	7—5	1 甲 10	6—8	1 乙 10	5—9
1 甲 11	7—6	1 甲 11	6—9	1 乙 11	5—10
1 甲 12	7—7	1 甲 12	6—10	1 乙 12	5—11
1 甲 13	7—8	1 甲 13	6—11	1 乙 13	5—12
1 甲 14	7—9	1 甲 14	6—12	1 乙 14	5—13
1 甲 15	7—10	1 甲 15	6—13	1 乙 15	5—14
1 甲 16	7—11	1 甲 16	6—14	1 乙 16	5—15
1 甲 17	7—12	1 甲 17	6—15	1 乙 17	5—16
1 甲 18	7—13	1 甲 18	6—16	1 乙 18	5—17
1 甲 19	7—14	1 甲 19	6—17	1 乙 19	5—18
	7—15		6—18	1 乙 20	5—19
	7—16		6—19	1 乙 21	5—20
	7—17		6—20	1 乙 22	5—21
	7—18		6—21		5—22
	7—19		6—22		
	7—20				

2/2

課長代理			係長			係員			
現		新	現		新	現	新	現	新
3—1			4—1		3—1	5—1	2—1	6—1	1—1
3—2			4—2		3—2	5—2	2—2	6—2	1—2
3—3			4—3		3—3	5—3	2—3	6—3	1—3
3—4		4—1	4—4		3—4	5—4	2—4	6—4	1—4
3—5	2—1	4—2	4—5	3—1	3—5	5—5	2—5	6—5	1—5
3—6	2—2	4—3	4—6	3—2	3—6	5—6	2—6	6—6	1—6
3—7	2—3	4—4	4—7	3—3	3—7	5—7	2—7	6—7	1—7
3—8	2—4	4—5	4—8	3—4	3—8	5—8	2—8	6—8	1—8

3—9	2—5	4—6	4—9	3—5	3—9	5—9	2—9	6—9	1—9
3—10	2—6	4—7	4—10	3—6	3—10	5—10	2—10	6—10	1—10
3—11	2—7	4—8	4—11	3—7	3—11	5—11	2—11	6—11	1—11
3—12	2—8	4—9	4—12	3—8	3—12	5—12	2—12	6—12	1—12
3—13	2—9	4—10	4—13	3—9	3—13	5—13	2—13	6—13	1—13
3—14	2—10	4—11	4—14	3—10	3—14	5—14	2—14	6—14	1—14
3—15	2—11	4—12	4—15	3—11	3—15	5—15	2—15	6—15	1—15
3—16	2—12	4—13	4—16	3—12	3—16	5—16	2—16	6—16	1—16
3—17	2—13	4—14	4—17	3—13	3—17	5—17	2—17	6—17	1—17
3—18	2—14	4—15	4—18	3—14	3—18	5—18	2—18	6—18	1—18
3—19	2—15	4—16	4—19	3—15	3—19	5—19	2—19	6—19	1—19
3—20	2—16	4—17	4—20	3—16	3—20	5—20	2—20	6—20	1—20
3—21	2—17	4—18	4—21	3—17	3—21	5—21	2—21	6—21	1—21
3—22	2—18	4—19	4—22	3—18	3—22	5—22	2—22	6—22	1—22
	2—19	4—20	4—23	3—19	3—23				
	2—20	4—21	4—24	3—20	3—24				
	2—21	4—22	4—25	3—21	3—25				
	2—22	4—23	4—26	3—22	3—26				
	2 特 1	4—24	4 特 1	3 特 1	3 特 1				
		4—25	4 特 2	3 特 2	3 特 2				
			4 特 3	3 特 3	3 特 3				

(備考) 新等級号俸への切替えにあたっては、平成 15 年 10 月 1 日附則第 7 項の規定により、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間、第 7 条第 1 項及び第 3 項ただし書きに該当する者については、昇給があったものとみなして現在受けている号俸の直近上位の号俸に切替える。

(注) 本俸切替表中「現」は改正前の職員給与規程に定める本俸基準表を、「新」は改正後の職員給与規程に定める本俸基準表を示している。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。
- この改正の前日に課長代理の役職手当の支給を受けていた者で、この規程の一部改正の実施日以降、課長代理の役職手当の支給を受けられなくなる者にあつては、施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 6 の割合を乗じて得た額(昇給月が平成 17 年 7 月、10 月及び平成 18 年 1 月の者にあつては、当該昇給日の前日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 8 の割合を乗じて得た額)、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 3 の割合を乗じて得た額(昇給月が平成 18 年 7 月、10 月及び平成 19 年 1 月の者にあつては、当該昇給日の前日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 6 の割合を乗じて得た額)を支給する。ただし、経過期間において上位の職に昇格した者を除く。

附 則(平成 17 年 6 月 23 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 6 月 23 日から実施し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。
- 平成 17 年 6 月期の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。
- 平成 16 年 12 月 31 日に旧 2 等級の号俸を受けていた課長代理又は室長代理(平成 17 年 4 月 1 日に昇格した者を除く。)及び旧 3 等級の号俸を受けていた係長(主査を含む。)については、第 23 条第 5 項

表アの加算割合に、切替日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、100 分の 4、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、100 分の 2 をそれぞれ加算する。

附 則(平成 17 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 平成 17 年 12 月の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。
- 3 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から実施日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員として受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年 4 月から 11 月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間がある場合、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)をいう。)がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 17 年 6 月に機構の職員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 4 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 実施日の前日において、年金資金運用基金(以下「基金」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の基金の職員であった期間は機構の職員であったものとみなす。

附 則(平成 18 年 6 月 21 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 6 月 21 日から実施し、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 平成 18 年度の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 19 年 11 月 30 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 19 年 11 月 30 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 実施日の前日において別表の本俸基準表の適用を受けていた職員の実施日における号俸は、次項に規定する職員を除き、実施日の前日においてその者が属していた職務の級、その者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて、附則別表の本俸切替表に定める号俸とする。
- 3 実施日の前日において別表の本俸基準表に定める職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の実施日における号俸は、同表に定める最高の号俸とする。
- 4 次の各号に掲げる職員の、第 2 項に規定するその者が旧号俸を受けていた期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 今次改正等がないものとした場合における実施日以後の最初の昇給について、実施日前において昇給延伸の事由に該当した職員(次号及び第 3 号に掲げる職員を除く。) 実施日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から実施日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 実施日の前日において次に掲げる職員であった者 0
 - イ 就業規則第 40 条の規定により休職を命ぜられていた職員
 - ロ 就業規則第 29 条の規定により育児休業をしていた職員
 - (3) 前号イ及びロに掲げる職員、就業規則第 19 条に規定する欠勤又は同規則第 29 条に規定する介護休業のため引き続き勤務しない職員となった後、実施日前に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、調整の時期に達していなかったもの 今次改正等がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日から実施日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 今次改正等がないものとした場合において改正前の職員給与規程第 7 条第 4 項の規定により実施日以後の昇給がないこととなる職員(前二号に掲げる職員を除く。) 0
- 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 6 前項の規定については、第 10 条、第 17 条、第 19 条及び第 23 条の適用にあっても同様とする。
- 7 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この規程の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 21 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 21 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの

月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。))がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 63 号俸まで
2 等級	1 号俸から 24 号俸まで
3 等級	1 号俸から 8 号俸まで

(2) 平成 21 年 6 月に減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

- 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てたものとする。
- 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額(給与規程附則(平成 21 年 12 月 1 日)第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあつては、当該本俸月額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。))に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあつては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額(給与規程附則(平成 21 年 12 月 1 日)第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあつては、平成 22 年 3 月 31 日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.22 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。))に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあつては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

附 則(平成 22 年 12 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。
- 当分の間、職員(職務の等級が 4 等級以上である者に限る。以下この項、次項及び第 8 項において「特定職員」という。))に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第 28 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。))に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額

に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第23条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額

(6) 第33条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第33条第1号 前各号に定める額

イ 第33条第2号ア又はイ前段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第2号イ後段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額

エ 第33条第2号ウ 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額

オ 第33条第2号エ 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 前項(第4号及び第5号を除く。以下この項において同じ。)に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第14条及び第15条の規定を準用する。

4 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条第1項、第27条、第31条第1項及び第32条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第23条第2項から第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第21条第2項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間(就業規則第42条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。)がある場合又は就業規則第29条に規定する育児休業又は第32条第5項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1等級	1号俸から85号俸まで

2 等級	1 号俸から 57 号俸まで
3 等級	1 号俸から 40 号俸まで
4 等級	1 号俸から 16 号俸まで

- (2) 平成 22 年 6 月に減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
- 6 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。
- 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額(給与規程附則(平成 22 年 12 月 1 日)第 5 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあつては、平成 22 年 11 月 30 日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあつては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 8 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「同日後」とする。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が 4 等級以上である者に限る。以下この項、次項及び第 4 項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第 28 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第 7 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額

- (6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額
- イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項(第 4 号及び第 5 号を除く。以下この項において同じ。)に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。
- 4 第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附則別表

本俸切替表

旧号俸	旧等級 ＼ 経過期間	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	2	2	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	3	3	3	3
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	4	4	4	4
	12 月以上	5	5	5	5	5	5	5
2	3 月未満	5	5	5	5	5	5	5
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	6	6	6	6
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	7	7	7	7
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	8	8	8	8
	12 月以上	9	9	9	9	9	9	9
3	3 月未満	9	9	9	9	9	9	9
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	10	10	10	10
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	11	11	11	11
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	12	12	12	12
	12 月以上	13	13	13	13	13	13	13
4	3 月未満	13	13	13	13	13	13	13
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	14	14	14	14
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	15	15	15	15
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	16	16	16	16
	12 月以上	17	17	17	17	17	17	17
5	3 月未満	17	17	17	17	17	17	17
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	18	18	18	18

	6 月以上 9 月未滿	19	19	19	19	19	19	19
	9 月以上 12 月未滿	20	20	20	20	20	20	20
	12 月以上	21	21	21	21	21	21	21
6	3 月未滿	21	21	21	21	21	21	21
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22	22	22	22	22
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	23	23	23	23
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	24	24	24	24
	12 月以上	25	25	25	25	25	25	25
7	3 月未滿	25	25	25	25	25	25	25
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	26	26	26	26
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	27	27	27	27
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	28	28	28	28
	12 月以上	29	29	29	29	29	29	29
8	3 月未滿	29	29	29	29	29	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	30	30	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	31	31	31	31
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	32	32	32	32
	12 月以上	33	33	33	33	33	33	33
9	3 月未滿	33	33	33	33	33	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	34	34	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	35	35	35	35
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	36	36	36	36
	12 月以上	37	37	37	37	37	37	37
10	3 月未滿	37	37	37	37	37	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	38	38	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	39	39	39	39
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	40	40	40	40
	12 月以上	41	41	41	41	41	41	41
11	3 月未滿	41	41	41	41	41	41	41
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	42	42	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	43	43	43	43
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	44	44	44	44
	12 月以上	45	45	45	45	45	45	45
12	3 月未滿	45	45	45	45	45	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	46	46	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	47	47	47	47
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	48	48	48	48
	12 月以上	49	49	49	49	49	49	49
13	3 月未滿	49	49	49	49	49	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	50	50	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	51	51	51	51
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	52	52	52	52
	12 月以上	53	53	53	53	53	53	53
14	3 月未滿	53	53	53	53	53	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	54	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	55	55	55	55
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	56	56	56	56
	12 月以上	57	57	57	57	57	57	57

15	3 月未満	57	57	57	57	57	57	57
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	58	58	58	58
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	59	59	59	59
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	60	60	60	60
	12 月以上	61	61	61	61	61	61	61
16	3 月未満	61	61	61	61	61	61	61
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	62	62	62	62
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	63	63	63	63
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	64	64	64	64
	12 月以上	65	65	65	65	65	65	65
17	3 月未満	65	65	65	65	65	65	65
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	66	66	66	66
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	67	67	67	67
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	68	68	68	68
	12 月以上	69	69	69	69	69	69	69
18	3 月未満	69	69	69	69	69	69	69
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	70	70	70	70
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	71	71	71	71
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	72	72	72	72
	12 月以上	73	73	73	73	73	73	73
19	3 月未満	73	73	73	73	73	73	73
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	74	74	74	74
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	75	75	75	75
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	76	76	76	76
	12 月以上	77	77	77	77	77	77	77
20	3 月未満	77	77	77	77	77	77	77
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	78	78	78	77
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	79	79	79	77
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	80	80	80	77
	12 月以上	81	81	81	81	81	81	77
21	3 月未満	81	81	81	81	81	81	
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	82	82	82	
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	83	83	83	
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	84	84	84	
	12 月以上	85	85	85	85	85	85	
22	3 月未満	85	85	85	85	85	85	
	3 月以上 6 月未満	85	85	86	86	85	85	
	6 月以上 9 月未満	85	85	87	87	85	85	
	9 月以上 12 月未満	85	85	88	88	85	85	
	12 月以上	85	85	89	89	85	85	
23	3 月未満			89	89			
	3 月以上 6 月未満			90	90			
	6 月以上 9 月未満			91	91			
	9 月以上 12 月未満			92	92			
	12 月以上			93	93			
24	3 月未満			93	93			
	3 月以上 6 月未満			94	94			
	6 月以上 9 月未満			95	95			

	9 月以上 12 月未満			96	96			
	12 月以上			97	97			
25	3 月未満			97	97			
	3 月以上 6 月未満			98	97			
	6 月以上 9 月未満			99	97			
	9 月以上 12 月未満			100	97			
	12 月以上			101	97			
26	3 月未満			101				
	3 月以上 6 月未満			101				
	6 月以上 9 月未満			101				
	9 月以上 12 月未満			101				
	12 月以上			101				

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

- この規程の一部改正は、平成 24 年 3 月 27 日から実施し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。ただし、第 27 条及び第 28 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 前項ただし書きの実施の日前から引き続き傷病により欠勤している職員の給与については、第 27 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から翌年 2 月 29 日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。）の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間（就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 65 号俸まで
3 等級	1 号俸から 48 号俸まで
4 等級	1 号俸から 24 号俸まで
5 等級	1 号俸から 10 号俸まで

- 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額（給与規程附則(平成 24 年 3 月 1 日) 第 5 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあつては、平成 24 年 2 月 29

日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

- 6 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、職員に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本俸月額 当該職員の本俸月額に当該職員の職務の等級に応じそれぞれ次の表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

職務の等級	割合
2 等級以下	100 分の 4.77
3 等級から 4 等級まで	100 分の 7.77
5 等級以上	100 分の 9.77

- (2) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

- (3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

- (5) 奨励手当 当該職員が受けるべき奨励手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

- (6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額

イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 7 第 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 8 特例期間においては、附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、第 5 項第 1 号中「本俸月額に」とあるのは「本俸月額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 2 号中「役職手当の月額に」とあるのは「役職手当から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 3 号中「本俸月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する特別都市手当の月額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「奨励手当の額」とあるのは「奨励手当の額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号ア中「前各号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた前各号」と、同号イ、ウ及びオ中「第 1 号、第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた第 1

号、第3号及び第4号」と、同号エ中「第1号及び第3号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた第1号及び第3号」と、第6項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則（平成23年4月1日）第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 9 第6項から第8項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成25年3月29日)

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成25年12月27日)

この規程の一部改正は、平成26年1月1日から実施する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成26年11月19日)

- 1 この規程の一部改正は、平成26年11月19日から実施し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成27年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額（実施日における職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級号俸欄に掲げるものである職員（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、平成27年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に100分の99.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

職務の等級	号俸
3等級	91号俸から101号俸まで
4等級	65号俸から97号俸まで
5等級	67号俸から85号俸まで
6等級	69号俸から85号俸まで
7等級	57号俸から77号俸まで

- 3 実施日の前日から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が、実施日において改正前の本俸基準表及び附則（平成20年4月1日）第5項を適用するものとした場合に受けることとなる本俸月額（実施日後副参事となった者にあっては、当該額に100分の90を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなる者（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成23年4月1日）第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に100分の98を乗じて得た額）を本俸として支給する。ただし、実施日において第6条の規定により昇格した職員にあっては、当該昇格が行われなかったとした場合に同日において改正前の本俸基準表の適用により受けることとなる本俸月額を基準額とする。

- 4 第3項の規定による本俸を支給される職員に関する第10条第2項、第19条第2項及び第23条第5項（第23条第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「本俸月額」とあるのは「本俸月額と附則（平成27年3月31日）第2項の規定による本俸の額の合計額」とする。
- 5 実施日から平成30年3月31日までの間における第21条の適用については、「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

附 則（平成28年2月29日）

- 1 この規程の一部改正は、平成28年3月1日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額（実施日における職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級号俸欄に掲げるものである職員にあっては、平成27年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に1,100円を加算して得た額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 85 号俸まで
3 等級	1 号俸から 101 号俸まで
4 等級	1 号俸から 97 号俸まで
5 等級	1 号俸から 85 号俸まで
6 等級	1 号俸から 85 号俸まで
7 等級	1 号俸から 77 号俸まで

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなし、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成28年3月に支給する。

附 則（平成28年3月31日）

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。
附則（平成27年3月31日）5中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則（平成28年3月31日）

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。
附則（平成27年3月31日）5中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則（平成28年11月28日）

- 1 この規程の一部改正は、平成28年12月1日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成27年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなし、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成 28 年 12 月に支給する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、前項による改正後の独立行政法人福祉医療機構職員給与規程（以下この附則において「新職員給与規程」という。）第 11 条及び第 12 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、前項による改正前の独立行政法人福祉医療機構職員給与規程（以下この附則において「旧職員給与規程」という。）第 11 条及び第 12 条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第 11 条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「10,000 円」と、「6,500 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 8,000 円とし、その他の扶養親族は 6,500 円」と、「11,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円、その他の扶養親族は 9,000 円」とする。
 - (2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、旧職員給与規程第 11 条及び第 12 条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第 11 条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「6,500 円」と、「6,500 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円とし、その他の扶養親族は 6,500 円」と、「11,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円、その他の扶養親族は 6,500 円」とする。
- 3 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第 11 条第 1 項ただし書並びに第 12 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、新職員給与規程第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 6 等級」とあるのは「が 6 等級以上」と、「6 等級職員」とあるのは「6 等級以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（7 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（7 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7 等級職員以外の職員から 7 等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（7 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「6 等級職員が 6 等級職員及び 7 等級職員」とあるのは「6 等級以上職員が 6 等級以上職員」と、同項第 6 号中「6

等級職員及び7等級職員」とあるのは「6等級以上職員」と、「が6等級職員」とあるのは「が6等級以上職員」とする。

附 則(平成30年1月26日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年2月1日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則(平成20年4月1日)第5項を次のように改める。
 - 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成29年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成30年2月に支給する。

附 則(平成30年3月28日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が5等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第28条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額、職員給与規程附則(令和5年3月31日)第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては同項の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に100分の0.5を乗じて得た額
 - (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額
 - (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第23条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (6) 第33条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第33条第1号 前各号に定める額

イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 3 前項（第 4 号及び第 5 号を除く。以下この項において同じ。）に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。
- 4 第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 0.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成 31 年 1 月 25 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 31 年 2 月 1 日から実施し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。
 - 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、平成 30 年 3 月 31 日においてその者が受けていた本俸月額に 400 円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成 31 年 2 月に支給する。

附 則(令和 2 年 1 月 23 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 2 年 2 月 1 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。
 - 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、平成 31 年 3 月 31 日においてその者が受けていた本俸月額に 400 円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和 2 年 2 月に支給する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日)

この規程の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 1 月 19 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 5 年 2 月 1 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和5年2月に支給する。

附 則(令和5年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、職員の本俸月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の本俸月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、管理職員で第10条第4項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

附 則(令和5年12月1日)

- 1 この規程の一部改正は、令和5年12月1日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和5年12月に支給する。

附 則(令和6年12月5日)

この規程の一部改正は、令和6年12月5日から実施する。

附 則(令和6年12月26日)

- 1 この規程の一部改正は、令和7年1月1日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和7年1月に支給する。

附 則(令和7年3月28日)

- 1 この規程の一部改正は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の等級が6等級である職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

別表

独立行政法人福祉医療機構本俸基準表

(令和6年4月1日適用)

等級 号俸	7 等級	6 等級	5 等級	4 等級	3 等級	2 等級	1 等級
1	477,100	444,500	388,600	316,500	262,200	233,300	157,900
2	479,900	447,000	391,300	318,400	263,800	234,600	159,100
3	482,600	449,500	394,200	319,800	265,000	235,900	160,300
4	485,400	452,300	397,100	321,900	266,000	237,200	161,500
5	488,100	455,300	400,000	324,400	267,200	238,400	162,800
6	490,800	458,100	403,000	326,600	268,300	239,600	164,200

7	493,600	461,000	405,900	329,400	269,200	240,800	165,500
8	496,400	463,900	408,700	332,000	270,600	242,000	166,800
9	499,100	466,700	411,500	334,900	271,800	243,200	168,100
10	502,000	469,400	414,500	337,900	273,000	244,400	169,400
11	504,800	471,900	417,000	340,800	274,200	245,600	170,700
12	507,700	474,600	419,900	343,800	275,600	246,700	172,000
13	510,200	476,900	422,500	346,400	276,700	247,800	173,300
14	513,000	479,400	424,900	349,100	278,100	248,900	174,700
15	515,700	482,000	427,600	351,800	279,800	250,000	176,100
16	518,500	484,600	430,400	354,400	281,200	251,000	177,500
17	521,000	487,100	432,900	356,900	282,400	252,000	179,000
18	523,700	489,700	435,700	359,500	284,000	253,000	180,700
19	526,300	492,400	438,500	362,300	286,400	254,000	182,400
20	529,000	495,100	441,400	365,100	288,500	255,000	184,000
21	531,600	497,600	444,200	367,800	290,600	256,000	185,600
22	534,100	500,200	447,000	370,600	292,600	257,000	187,200
23	536,600	502,800	449,700	373,600	294,600	258,000	188,900
24	539,200	505,300	452,300	376,400	296,900	259,000	190,500
25	541,700	507,800	455,000	378,700	298,800	260,000	191,800
26	544,000	510,200	457,600	381,300	300,200	261,000	193,200
27	546,500	512,600	460,200	383,800	301,900	262,000	194,900
28	548,900	515,000	462,700	386,000	303,600	263,000	196,200
29	551,200	517,500	465,500	388,400	304,900	264,000	197,600
30	553,300	519,800	467,400	390,800	306,700	265,000	199,400
31	555,600	522,100	469,300	393,100	308,200	266,000	201,200
32	557,800	524,300	471,200	395,400	310,000	267,000	202,700
33	560,100	526,500	473,000	397,900	311,900	268,000	204,300
34	562,300	528,700	474,800	400,300	313,900	269,000	205,800
35	564,500	530,900	476,600	402,600	315,400	270,000	207,200
36	566,700	533,000	478,500	404,900	316,900	271,000	208,700
37	568,900	535,100	480,200	407,500	318,900	272,000	210,200
38	569,900	536,200	482,000	409,900	320,900	273,000	211,600
39	570,900	537,300	483,800	412,200	322,800	274,000	213,100
40	571,900	538,400	485,500	414,600	324,500	275,000	214,700
41	572,900	539,500	487,400	417,200	326,200	276,000	216,500
42	573,900	540,600	489,200	418,800	327,900	276,900	218,000
43	574,800	541,700	491,000	420,200	329,700	277,800	219,600
44	575,600	542,600	492,700	421,600	331,400	278,700	221,100
45	576,500	543,600	494,300	423,000	333,000	279,600	222,300
46	577,300	544,600	495,300	424,600	334,500	280,500	223,300
47	578,100	545,600	496,200	426,000	336,400	281,400	224,300
48	579,000	546,600	497,000	427,500	338,200	282,300	225,200
49	579,800	547,600	497,800	429,100	339,400	283,200	226,200
50	580,600	548,600	498,600	430,600	340,600	284,100	227,000
51	581,400	549,600	499,500	432,100	341,800	285,000	227,900
52	582,200	550,500	500,400	433,600	343,000	285,900	228,800
53	582,900	551,400	501,200	435,200	344,300	286,800	229,800
54	583,600	552,200	501,900	436,700	345,500	287,700	230,600

55	584,300	553,000	502,600	438,100	346,900	288,600	231,400
56	585,000	553,800	503,200	439,600	348,500	289,500	232,200
57	585,600	554,600	503,700	441,000	349,900	290,400	233,000
58	586,200	555,400	504,200	442,000	350,900	291,300	233,900
59	586,700	556,200	504,800	443,100	351,800	292,200	234,600
60	587,200	556,900	505,400	444,100	352,900	293,100	235,100
61	587,700	557,600	506,000	445,100	353,900	294,000	235,900
62	588,100	558,300	506,600	446,000	355,000	294,900	236,600
63	588,500	559,000	507,200	447,000	355,900	295,800	237,200
64	588,900	559,700	507,900	447,900	356,900	296,700	237,800
65	589,300	560,500	508,700	448,600	357,800	297,600	238,500
66	589,700	561,200	509,400	449,400	358,900	298,200	239,100
67	590,000	561,900	509,900	450,000	360,100	298,900	239,500
68	590,300	562,600	510,300	450,700	361,000	299,500	240,000
69	590,600	563,200	510,700	451,300	362,000	300,400	240,200
70	590,900	563,800	511,100	451,900	363,000	301,100	240,600
71	591,200	564,400	511,500	452,500	364,000	302,000	240,900
72	591,500	564,900	511,900	453,000	365,000	302,900	241,700
73	591,800	565,300	512,300	453,300	365,800	303,500	242,200
74	592,100	565,700	512,600	453,600	366,700	304,100	242,600
75	592,400	566,100	512,900	453,900	367,600	304,600	243,000
76	592,700	566,500	513,200	454,100	368,400	305,200	243,400
77	593,000	566,800	513,500	454,300	369,100	305,700	243,800
78		567,100	513,800	454,600	370,000	306,100	244,300
79		567,400	514,000	454,900	370,900	306,500	244,800
80		567,800	514,200	455,100	371,800	307,000	245,300
81		568,100	514,400	455,300	372,700	307,200	245,600
82		568,400	514,700	455,500	373,400	307,600	246,100
83		568,600	514,900	455,700	374,200	307,900	246,500
84		568,800	515,100	455,900	375,000	308,300	246,800
85		569,000	515,300	456,100	375,800	308,600	247,100
86				456,300	376,500		
87				456,500	377,200		
88				456,800	377,900		
89				457,000	378,500		
90				457,200	379,100		
91				457,400	379,600		
92				457,600	380,100		
93				457,800	380,600		
94				458,000	381,100		
95				458,200	381,600		
96				458,400	382,100		
97				458,600	382,400		
98					382,700		
99					382,900		
100					383,100		
101					383,300		

(備考) 副参事の本俸月額は、この表に定める額の100分の90とする。